

教 職 員 人 事 異 動 方 針

平成20年11月10日
奈良県教育委員会

教職員人事異動方針を下記のとおり定める。

記

1 基 本 方 針

教育に対する県民の期待と要望にこたえ、学校教育の一層の進展を期するため人事行政の秩序を保ち公正にして適切な人事異動を行う。

- (1) 各学校の教職員組織の充実と均衡を図るため、全県的立場にたって適材を適所に配置する。
- (2) 教職員の経験を豊かにし、気風の刷新を図るため、同一校長長期勤務者の解消に努める。
- (3) 児童・生徒の指導の充実強化を目指し教員の特性、経験を生かす異動に努める。

2 実 施 要 領

人事異動に当たっては、所期の目的を達成するため、市町村教育委員会及び学校長との連絡協議を密にし、次のとおり行うものとする。

なお、特に、へき地教育、人権教育、特別支援教育並びに定時制・通信制教育の一層の振興を図るため、教職員組織の充実に努める。

(1) 採 用

- ① 校長・教頭については、年齢、経歴にとらわれることなく校種、地域の実情、本人の特性等を考慮のうえ、原則として校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から採用する。
- ② 小・中学校長の採用に際しては、現任校の属する市町村外の学校へ配置することを原則とする。
- ③ 教職員の新規採用については、採用候補者名簿に登載された者の中から資格、特性等を考慮のうえ行う。

(2) 転 任

- ① 小学校、中学校における市町村間・校種間の交流を積極的に進めるとともに、高等学校における学校及び課程相互間、特別支援学校とその他の学校間、並びに教育委員会事務局と学校間等の交流を図る。
- ② 年齢・性別・教科・勤務年数等を考慮し、適材を適所に配置する。
- ③ 同一校に10年以上勤務する者については、地域や学校の実情を考慮しながら原則として異動することとする。なお、同一校10年未満勤務の者についても、長期的観点から段階的に異動することに努める。
- ④ 新規採用以来同一校に継続して勤務する者については、その勤務年数及び地域や学校の実情を考慮しながら異動することを原則とする。

附 則

- 1 この方針は、平成21年4月1日人事異動から適用する。

平成26年4月小・中学校人事異動の重点項目

- 1 小・中学校間及び小・中学校と特別支援学校間との校種間交流等多様な経験を積ませる人事交流を積極的に進める。

(教職員人事異動方針2(2)①)

【趣 旨】 9年間を見通した学習指導や生徒指導等、小・中学校間の円滑な連携を進めるとともに、小・中学校における特別支援教育の充実を目指し、各校種での教職経験を相互に生かすための人事交流を推進する。

- 2 管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を進める。

(教職員人事異動方針2(1)①、(2)②)

【趣 旨】 中央研修や大学院研修、人事交流等の機会を通し、次代を担う人材（ミドルリーダー）の育成に努めるとともに、魅力と活力ある学校づくりを進めるため、管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を推進する。

- 3 女性管理職の積極的な登用を進める。

(教職員人事異動方針2(1)①)

【趣 旨】 本県の女性管理職が全管理職に占める割合は、全国的に低位な状況にある。女性教員の活躍する場と機会の充実を図ることにより、次代を担う女性教員の育成に努めるとともに、管理職への積極的な登用を推進する。

- 4 同一校における10年以上の長期勤務者の解消及び新規採用教員については3年以上6年以内の積極的な異動に努める。

(教職員人事異動方針2(2)①②③④)

【趣 旨】 学校教育の活性化を図るため、長期勤務者割合が5%程度となるよう積極的な異動に努める。また、新規採用以来同一校に勤務する者については、採用後早期の段階から多様な経験を積み重ね、実践的な指導力を向上させるため、3年以上6年以内の積極的な異動に努める。

平成26年4月県立学校教職員人事異動の重点項目

- 1 高等学校については、地域・学科間及び若手教職員の異動並びに多様な人事交流を進める。

(教職員人事異動方針2(2)①④)

【趣 旨】 高等学校全体の活性化を図り、次代を担う人材（ミドルリーダー）を育成するため、地域・学科間の異動を進めるとともに、採用後早期の段階から多様な教職経験を積ませる。また、魅力と特色ある学校づくりを推進する人材の育成を図るため、機会をとらえ積極的に人事交流を行う。

- 2 特別支援学校については、新規採用から3年以上6年以内の異動や異校種間の交流を進める。

(教職員人事異動方針2(2)①②③④)

【趣 旨】 児童生徒の障害の重度重複化に対応するため、新規採用以来同一校に勤務する者については、原則として新規採用から3年以上6年以内に、他の障害種に対応する学校への異動を積極的に実施して、資質能力の向上を図る。

また近年、特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加が顕著であることから、小・中・高等学校における特別支援教育の一層の充実を図るために、特別支援学校が有するセンター的機能を活用して、特別支援教育に携わる教職員の力量を向上させる人事交流を積極的に推進する。

- 3 管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員等の登用を図る。

(教職員人事異動方針2(1)①、(2)②)

【趣 旨】 魅力と活力ある学校づくりや教育行政の質の維持向上を目指すとともに、教育を取り巻く環境の変化や今日の教育課題に積極的に対応するため、管理職や県教育委員会事務局指導主事等への若手教員等の登用を推進する。

平成26年4月人事異動報道発表【概要】

平成25年12月20日

1 異動方針

【配布資料1～3】のとおり

2 児童・生徒数見込み（H25年12月調べ）

小学校	69,649人	(対前年度 △845人)
中学校	35,359人	(" △324人)
県立学校	27,075人	(" △71人)
高校：98人減、特支：27人増		

3 学校数

小学校	204校 (対前年度 △1校)
平群東小、平群西小 → 平群町立平群小学校	
中学校	105校
県立学校	43校 (高校33校、特別支援学校10校)

4 退職及び新規採用の見込み

・退職

小学校	280人
中学校	140人
県立学校	120人

事務職員・事務局等 30人
計 570人

・新規採用

205人 (小学校)
130人 (中学校)
94人 (県立学校)
16人 (養護教諭)
3人 (栄養教諭)
4人 (事務職員)
3人 (事務局)

計 455人

5 異動(退職者を含む)規模(見込)

小学校	850人程度
中学校	400人程度
県立学校	450人程度
事務職員・事務局等	200人程度

計 1,900人程度

総異動件数 (対前年度)

2,355人程度 △9人

(※事務局には教職員以外の職員も含む)